

平成30年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費	【自治会集会所整備事業】 地域住民の連帯意識の高揚と住民参加によるまちづくりを推進するため、自治会集会所の整備に要する経費の1/3を補助する。	884
2	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【タクシー助成事業】 一般の交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者について、タクシー利用を促進することにより、自らが外出できる機会を得て住み慣れた地域社会で自立した生活が送られるよう支援する。	2,477
3	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【緊急通報体制整備事業】 ひとり暮らしの高齢者などの急病や火災などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行い、安心して日常生活を送られるよう環境整備を行う。	1,061
4	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【障害者医療費助成事業】 特別医療費助成・長寿医療等の医療費助成事業に該当しない障がい者であって、所得税非課税者を対象に、医療費自己負担部分の1/2を助成する。	9,113
5	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【脳ドック助成事業】 町民の健康の保持増進、疾病の早期発見と早期治療を目的とし、助成事業を実施する。脳ドックは50歳から70歳まで5歳さざみとし、自己負担額は13,000円。	2,100
6	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	【総合相談充実事業】 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る生活相談員の設置に要する経費。	8,743
7	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	【人権教育推進員設置事業】 同和問題をはじめとする人権問題の解決を目的とする住民学習の指導などを行う推進員に要する経費。	2,746
8	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	【人権研修会開催経費】 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、関係機関などと連携しながら住民などへの啓発教育を行う。	1,103
9	8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費	【青少年劇場巡回公演事業】 小・中学生を対象とした演劇鑑賞に取り組むことにより、芸術鑑賞の機会を提供し、児童・生徒の芸術文化活動の向上と豊かな感性の醸成を図る。	1,763
事業費 計			29,990

平成30年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分		
対象事業費 [①]		29,990
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) [②]		14,995
基本交付額 [③]		13,355
②と③のいずれか低い額 [④]		13,355
調整交付額分		
対象事業費 [⑤]		0
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切り捨て) の計) [⑥]		0
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 [⑦]		0
平成30年度 交付額 [④+⑦=⑧]		13,355
平成29年度 精算額 [⑨]		0
平成30年度 交付決定額 [⑧+⑨=⑩]		13,355